

平成27年度 山形広域環境事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び山形広域環境事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、組合運営の透明度及び公平性を高めるため、職員の任免や給与等、平成27年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。(一部他の年度の状況についても掲載していません。)

なお、山形広域環境事務組合の条例の一部は、山形市の条例に準じています。

平成28年11月30日

山形広域環境事務組合
管理者 山形市長 佐藤 孝弘

1 職員の任免及び職員に関する状況

(1) 職員構成

※各年度4月1日現在(人)

構成団体	一般行政職		増減	技能労務職		増減
	平成28年度	平成27年度		平成27年度	平成28年度	
山形市	25 (事務局長含む)	25 (事務局長含む)	0	0	0	0
上山市	4	4	0	0	0	0
山辺町	4	4	0	0	0	0
中山町	4	4	0	0	0	0
計	37	37	0	0	0	0

※以下、技能労務職の欄を省略

(2) 部門別職員数

※各年度4月1日現在(人)

部門	職員数		増減	増減の主な理由	
	平成28年度	平成27年度			
一般行政部門	総務	7	6	1	業務の見直しによる増
	衛生(し尿)	4	4	0	
	衛生(粗大)	4	4	0	
	衛生(塵芥処理総務)	5	5	0	
	衛生(立谷川)	4	4	0	
	衛生(半郷)	4	4	0	
	建設	9	10	-1	業務の見直しによる減
計	37	37	0		

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成27年度普通会計決算)

年度	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
27	3,168,274千円	308,377千円	9.7%

(2) 特別職の給与

(単位:円)

	特別職名	特別職の給与	備考
報酬	管理者	102,000	年額
	副管理者	91,000	年額
	議長	75,000	年額
	副議長	68,000	年額
	議員	64,000	年額
	監査委員(議員)	45,000	年額
	監査委員(識見)	64,000	年額
	情報公開・個人情報保護審査会委員	6,000	日額
	行政不服審査会の委員・専門委員	6,000	日額

(3)職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		山形広域環境事務組合(山形市に準じる)		国	
一般行政職	大学卒	178,400 円		Ⅱ種	174,200 円
	高校卒	145,500 円			142,100 円

(4)職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		山形広域環境事務組合(山形市に準じる)		
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	254,350 円	365,430 円	392,611 円
	高校卒	217,440 円	312,610 円	358,842 円

※ 経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数

(5)職員給与費の状況 (平成27年度普通会計決算)

職員数(A)	給 与 費				職員一人当たりの 人件費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
37人	157,088 千円	32,925 千円	60,759 千円	250,772 千円	6,777 千円

(6)職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢(平成27年4月1日現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	352,760円	410,765円	45.09歳

※給与には、扶養手当及び通勤手当等の諸手当を含む。

※給料等は減額措置後の額。

(7)特殊勤務手当 (各年度普通会計決算)

	平成27年度	平成26年度	支給額手当
職員一人当たりの支給年額	47,051円	52,750円	ごみ及びし尿直接接触処理業務手当 し尿投入槽等清掃手当
手当が支給された職員の割合	18.9%	8.0%	

(8)時間外勤務手当 (各年度普通会計決算)

	平成27年度	平成26年度
職員一人当たりの支給年額	244,643円	256,511円

(9)通勤手当・期末勤勉手当 (平成27年4月1日現在)

		山形広域環境事務組合(山形市に準じる)		国	
通 勤 手 当	交通機関利用の場合	限度額 月額 55,000円	交通機関利用の場合	限度額 月額 55,000円	
	自動車等の場合 通勤距離に応じて	月額 7,600~24,500円	自動車等の場合 通勤距離に応じて	月額 2,000~24,500円	

(平成27年4月1日現在)

		山形広域環境事務組合(山形市に準じる)		国		
勤 勉 手 当	期末	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月	1.20月分	0.70月分	6月	1.225月分	0.75月分
	12月	1.35月分	0.85月分	12月	1.375月分	0.85月分
	計	2.55月分	1.55月分	計	2.60月分	1.60月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、組合条例・規則において定められています。

(1)勤務時間(週38時間45分勤務の一般的なもの)

(平成27年4月1日現在)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時00分	7時間45分

(2)各種休暇の概要(平成27年度)

・年次有給休暇 …1年に付き20日付与(未取得日数分は20日を上限に、翌年度に限り繰越可能)

・病気休暇 …職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる休暇

承認基準		取得可能期間
(有給) 病 気 休 暇	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1年6月以内で必要と認められる期間
	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	180日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認められる期間中1日につき必要と認められる時間

・特別休暇 …結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

承認基準		取得可能期間
特 別 休 暇 (有給)	公民権行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	1年で5日以内
	結婚	連続する7日以内の期間
	女性職員の出産	産前8週以内、産後8週 (多胎の場合は産前14週以内、産後14週)
	生後1年6月に達しない子の育児	1日90分以内(2回に分割可)
	親族の看護	1年で5日以内 (親族が2名以上の場合は10日)
	乳幼児の法定健康審査及び法定予防接種	必要と認められる期間
	親族の介護	1年で5日以内 (親族が2名以上の場合は10日)
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる期間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じて1時間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる期間
	妻の出産	2日以内
	妻の出産に際して、その出産に係る子又は小学校就学前の子を養育	産前6週以内、産後8週以内の期間で5日以内
	忌引	続柄等に応じ、連続する1～10日以内の期間
	追悼行事	1日以内の期間
	夏季休暇	7～9月の間に6日以内の期間
	冬季休暇	12～3月の間に3日以内の期間
感染症発生による交通遮断及び入院	必要と認められる期間	
住居の滅失又は損壊(のおそれ)	15日(おそれがある場合は3日)以内の期間	
災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間	
通勤途上における災害発生時の安全確保	必要と認められる期間	

- ・介護休暇 …職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
介護休暇(無給)	家族の介護	連続する3月以内の期間

(3) 育児休業等の概要(平成27年度)

種類	取得可能期間
育児休業	子の満3歳の誕生日の前日まで
育児短時間勤務	小学校就学始期まで
部分休業	小学校就学始期まで

4 職員の分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

「分限処分」とは、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

事由	平成27年度				平成26年度			
	降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
心身の故障	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

- ※ 1:「降給」⇒現在の給料の額よりも低い額に下げる処分
- 2:「降任」⇒現在の職位よりも下位の職位に下げる処分
- 3:「休職」⇒一定期間職務に従事させない処分(一部給料支給あり)
- 4:「免職」⇒各構成市町の判断により職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給あり)

(2) 懲戒処分者数

「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

事由	平成27年度				平成26年度			
	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は職務怠慢	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
非行行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

- ※ 1:「戒告」⇒職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分
- 2:「減給」⇒一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分
- 3:「停職」⇒一定期間職務に従事させない処分(給料の支給なし)
- 4:「免職」⇒各構成市町の判断により職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給なし)

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- ・部課長等が、各構成市町の出資法人の非常勤取締役等に無報酬で就任する場合
- ・職員が居住地区の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員は、勤務中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- ・研修を受ける場合
- ・国又は地方公共団体、学校その他の公共団体から依頼を受けて講演又は講義をする場合

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況(主なもの)

(平成27年度)

研修体系	主な概要	研修の区分	実施研修数	受講者
基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	一般職員研修 監督者研修 管理者研修	2 (山形市開催)	7人
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修 法令研修 実務研修 特別研修	6 (山形市開催 他)	43人
派遣研修	専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修		-	12人

(2) 勤務成績の評定状況

※評定無し (平成27年度)

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要

※広域とは山形広域環境事務組合を、共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会をいう。(一部、山形市に準じる)

① 保健事業の概要

(平成27年度)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	○定期健康診断 ○がん検診	広域・共済組合
人間ドック	○日帰り人間ドック ○1泊2日人間ドック ○脳ドック	互助会
メンタルヘルスケア	○産業カウンセラーによる相談 ○メンタルヘルス相談医による相談	広域・共済組合

② 給付事業の概要(主なもの)

(平成27年度)

事項	共済組合	互助会
職員が死亡したとき	○埋葬料 ○遺族共済年金	○弔慰金
職員が傷病になったとき	○高額療養費 ○一部負担金払戻金	○一部負担金補助金
職員が出産したとき	○出産費	

(2) 公務災害の状況 (平成27年度)

	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	0件	0件	0件
通勤災害	0件	0件	0件
計	0件	0件	0件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。(平成27年度)

平成26年度末 係属件数	平成27年度中 要求件数	平成27年度中処理件数		平成27年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって不当な取扱いを是正するための指示を行います。(平成27年度)

平成26年度末 係属件数	平成27年度中 要求件数	平成27年度中処理件数		平成27年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0